

比布町新たに住民税非課税等となる世帯 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 令和6年度に「新たに住民税非課税となる世帯」、または「住民税均等割のみ課税となる世帯」に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、物価高騰等による負担が特に大きい低所得世帯を支援する給付金です。
- 令和5年度比布町住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり7万円）、または令和5年度比布町住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）の対象となった世帯は、支給対象になりません。 ※この他にも給付金の対象外となる要件があります

給付金の支給額

1世帯あたり **10** 万円

【対象世帯と同じ世帯に18歳以下の児童がいる場合：1人あたり5万円を追加支給】

支給対象

令和6年6月3日時点で、比布町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度「**住民税非課税者または住民税均等割のみ課税者**」で構成されている世帯

申請書の提出期限

令和6年10月31日（木）

※事務手続きに時間を要しますので、上記期限を待たずにお早めに申請ください

提出期限までに申請書が提出されなかった場合、給付金の受給を辞退したものとします。

【給付金の申請方法は裏面をご覧ください】

給付金の支給手続き

① 申請書・②受取口座通帳・③免許証等本人確認書類 が必要です

① 同封の申請書に必要な事項を記入します

- 書き方がわからない場合は、役場保健福祉課福祉係窓口にて記入いただいても構いません。

②③ 受取口座通帳・免許証等本人確認書類の 写し(コピー)を用意します

- 写し(コピー)を用意できない場合、役場に通帳等をそのまま持ってきていただいても構いません。(役場でコピーいたします)


● 用意した①～③を役場保健福祉課福祉係に提出し、 手続は終了です

- 提出書類を確認後、不備等が無い場合、概ね3週間程度を目途に給付金を支給します。

申請書の提出期限：令和6年10月31日(木)

お問い合わせ

比布町役場保健福祉課福祉係

 **0166-85-4804**

(受付時間 平日 8:30～17:15)